

笠間市若年がん患者 在宅療養支援事業のご案内

笠間市では、若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して過ごせるよう、在宅療養に必要な費用の一部を助成します。

対象者

助成の対象者は、次の全ての項目に該当する方です。

- ・本事業利用申請時及びサービス利用時に笠間市に住所を有する40歳未満の方
- ・医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者の方
- ・在宅療養を行う上で支援及び介護が必要な方
- ・他の制度において、本事業と同等の助成を受けていない方

対象サービス

区分	サービス等の種類	助成上限額 (助成割合)	自己負担※
①医師の意見書作成	本事業の交付申請時に必要となる医師の意見書の作成費用	5,000円 (全額)	なし
②ケアプランの作成 (居宅介護支援)	ケアマネージャーが利用者の要望や心身の状況に応じて、サービス利用計画の作成や介護事業所等の調整を行った場合にかかる費用	月額 15,000円 (全額)	なし
③居宅介護サービスの利用	訪問介護(身体介護生活援助、通院等乗降介助)、訪問入浴介護の利用にかかる費用	月額 63,000円 (9割) 生活保護の方は 月額70,000円 (全額)	1割 生活保護の方は なし

※助成上限額を上回る費用は自己負担となります。

福祉用具のレンタル・購入費用助成も行っています。
詳しくは市ホームページ「がん患者サポート事業」をご覧ください。



利用の流れ

利用申請

- ・「利用申請書」と「医師の意見書」を市に提出してください。

利用決定

- ・市で申請内容を審査し、適当と認められれば、「利用決定通知書」を交付します。

サービス 利用

- ・サービスの利用は、介護サービス事業所などに直接お申込みください。
- ・支援事業の利用開始は、申請のあった月の初日からです。
- ・居宅介護支援をご利用の場合は、「居宅サービス計画」を利用する事業所から発行してもらってください。

利用料の 支払い

- ・サービスの利用にかかった費用は一旦ご自身でお支払いいただき、「費用を支払った日付や金額がわかる書類（領収書など）」と「サービス内容（利用日・内容・回数・金額）が記載された明細書（サービス等利用明細書など）」を必ず発行してもらってください。

助成金の 請求

- ・①交付申請書兼請求書、②領収書、③サービス等利用明細書、④居宅サービス計画（居宅介護支援を利用した場合のみ）、⑤振込先が確認できるもの、⑥本人確認できるものを市に提出してください。

助成金の 交付

- ・申請内容を審査後、「交付決定通知書」を交付し、指定口座に振り込みます。

- ・申請に必要な書類は市ホームページからダウンロードできます。
 - ・利用申請及び助成金請求は「いばらき電子申請届出サービス」をご利用ください。
- ▼詳しくは市ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】

笠間市 健康医療政策課

〒309-1734 笠間市南友部1966番地1

電話番号 0296-77-9145（平日8：30～17：15）

E-Mail kenko@city.kasama.lg.jp